

# 公文書部分開示決定通知書

沖 監 第 1 4 1 5 号  
沖 会 第 2 0 2 5 号  
沖 備 二 第 1 8 8 0 号  
平成 3 0 年 4 月 1 2 日

■■■■ 殿

沖縄県警察本部長 印



平成30年3月6日付けで請求のあった公文書の開示については、沖縄県情報公開条例第14条第1項により、次のとおり公文書の一部を開示することを決定したので、通知します。

1 公文書の表示	開示請求者が請求した内容	平成30年1月16日付で那覇地方裁判所にて沖縄県警が被告となり、三宅俊司弁護士に30万円の慰謝料の支払いをするように判決を受けた。その支払いがあれば全ての公文書を開示して、予定であれば、その内容を公文書として開示下さい
	警察本部長が特定した公文書の件名	① 起案用紙（平成30年1月22日付け「損害賠償請求事件の控訴に伴う議案提出について(案)」） ② 起案用紙（平成30年1月22日付け「損害賠償請求事件（平成28年(ワ)第893号）に係る控訴について(案)」） ③ 支出調書（平成29年度、支出命令番号0784201） ④ 予算執行伺い（平成30年2月8日起案、「損害賠償請求事件の賠償金支払いの予算執行について」） ⑤ F A X送信状（2018年1月31日付け） ⑥ 支出負担行為書（平成29年度、支出負担行為番号07842）
2	開示を実施する日時	平成 3 0 年 月 日 ( ) 午 時 分
3	開示を実施する場所	
4	開示をしない部分	別紙のとおり
5	開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由	別紙のとおり
6	沖縄県情報公開条例第14条第2項に該当する場合の公文書の開示をすることができる時期	<del>年 月 日。ただし、公文書の開示を希望する場合は、同日以後改めて開示請求が必要となります。</del>
7	事務担当所属	警務部監察課 電話番号 (098) 862-0110
8	備考	



(教示)

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に沖縄県公安委員会に対して審査請求をすることができます（この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなりま



- す。)。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 注1 公文書の開示を受ける際は、この通知書を係員に提示してください。
- 2 指定された日時では都合が悪い場合は、あらかじめ事務担当所属まで連絡ください。

別紙

「4 開示をしない部分」及び「5 開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由」

- (1) 公文書①の1枚目「伺い文」欄の一部、公文書①の5枚目「2 当事者」欄の一部、公文書①の7枚目「被控訴人」欄、公文書②の1枚目「伺い文」欄の一部、公文書②の2枚目「1 訴訟当事者」欄の一部、公文書②の9枚目「判決」欄の一部、公文書③の「債権者」欄、「支払方法」欄の一部、公文書④の2枚目「4 賠償相手」欄、公文書⑤の「【事件の表示】」欄の一部、「【お振込先】」欄、公文書⑥の「債権者」欄

※ 条例第7条第2号（個人に関する情報）に該当  
個人に関する情報であって、特定の個人を識別する事が出来るもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別する事が出来るものを含む）であることから不開示とする。

- (2) 公文書①の1枚目「決裁」欄、公文書②の1枚目「決裁」欄、公文書②の3枚目「③ 警察法2条1項に関する検討」欄、公文書②の15～24枚目「第3 争点に対する判断」欄、公文書③の「決裁」欄、公文書④の1枚目「決裁」欄、「起案者」欄、公文書⑥の「決裁」欄に記載された警部補以下の職員氏名・印影

※ 条例第7条第2号ウに該当  
沖縄県情報公開条例施行規則第2条（警部補以下の階級にある警察官及びこれに相当する職）  
開示することにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがあることから不開示とする。

- (3) 公文書⑤の「欄外」、「送信者」欄

※ 条例第7条第3号（法人その他の団体に関する情報）  
法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから不開示とする。

- (4) 公文書①の1枚目「起案者」欄の一部、公文書②の1枚目「起案者」欄の一部、公文書②の4～7枚目「6 控訴理由」欄の一部、公文書④の1枚目「起案者」欄の一部

※ 条例第7条第7号（事務又は事業に関する情報）  
事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。